

## 酒田市本庁舎及び公用車廣告募集要項

新たな財源の確保及び市民サービスの向上のため、酒田市総務部総務課が管理する酒田市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）及び公用車（以下「公用車」という。）への広告掲載について、下記のとおり募集します。

## 1. 広告媒体

## ●本庁舎

掲載場所	規 格 (※1)	枠数 (枠)	広告料 (1枠あたり)	備 考
1階出納課前	B1サイズポスター (縦103cm×横72.8cm)	4	3,300円/月	①～④
エレベーター室内		4		⑤～⑧
1階フリースペース		2		⑨、⑩
1階エレベーター外扉	ラッピングフィルム・カッティングシート等 縦210cm×横49.8cm×2枚	2	10,100円/月	⑪、⑫
1階エントランスホール	懸垂幕 (縦400cm×横80cm)	1	14,000円/月	⑬

### ●公用車

掲載場所	規 格 (※1)	枠数 (枠)	広告料 (1枠あたり)	備 考
公用車側面2枚 (両側後席ドア)	ラッピングフィルム・カッティングシート等 縦30cm×横50cm×2枚	15	3,000円/月	⑯

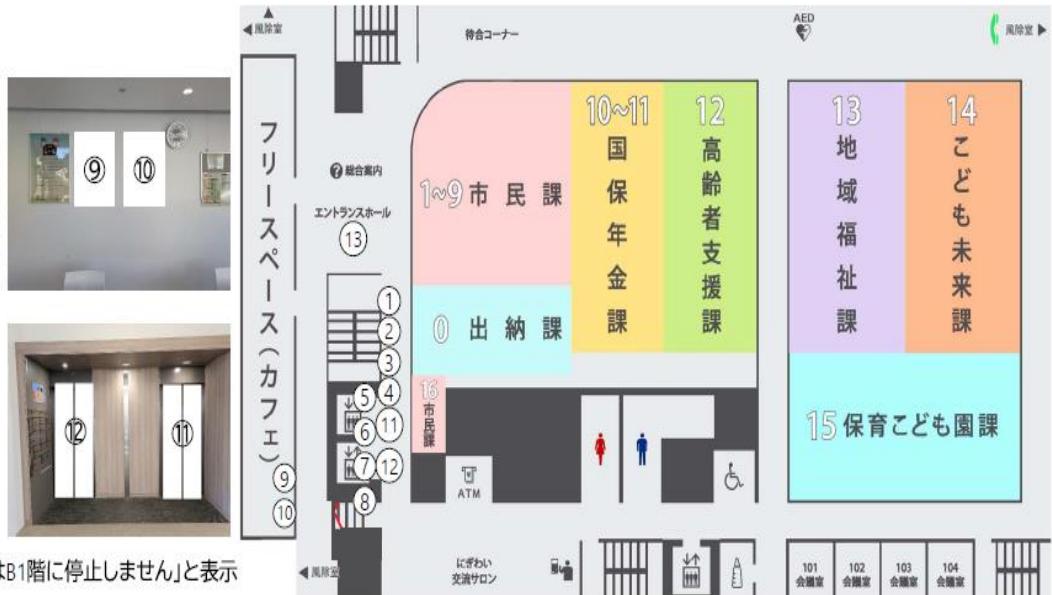
※1：規格は、最も大きい場合の規格を記載しているため、それ以下の規格も可能とし、広告料は同額とします。

※2：掲載単位は、1枠、1か月単位とします。

※3：広告料には、消費税及び地方消費税を含みます。また、掲載期間に関らず一括で納入していただきます。

※4: 広告料は、広告の掲載に伴う行政財産目的外使用に係る使用料を含んだ金額として算出しています。

### 掲載場所のイメージ



注:⑫は「このエレベータはB1階に停止しません」と表示

#### ⑭公用車への広告掲載イメージ（両面で1枠）



（参考：年間走行距離約 10,000 km）

#### 2. 掲載期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）のうち、月の初めから月末までの1か月単位とします（年度ごとの更新は可）。

また、1か月に満たない期間の掲載については、使用料等は日割り計算を行わず月額とします。

#### 3. 募集期間及び選定方法

募集開始日時：令和8年2月16日（月）午前9時より

選定方法：先着順とする。

受付開始時点で同一枠への希望が重複した場合は、抽選等の方法により決定する。

募集開始日以降に空き枠がある場合は、随時募集としますが、掲載開始希望日の3週間前までに申し込みしてください。

なお、4月1日（水）からの広告掲載を希望される場合は、令和8年3月10日（火）まで申請してください。

#### 4. 掲載できない広告

酒田市広告掲載基準第6条（規制業種）及び第7条（掲載できない広告）に該当するものは掲載できません。その他市の広告事業として不適切なものは掲載できません。

#### 5. 申込方法

掲載希望者は、以下の書類を総務課へ提出してください。

- （1）広告事業申込書兼誓約書（別紙1）
- （2）行政財産目的外使用許可申請書（別紙2）

※公用車への広告掲載の場合は必要ありません。

- （3）広告原稿（A4サイズ縮小版の図案）

#### 6. 関係例規

- （1）酒田市広告掲載要綱
- （2）酒田市広告掲載基準
- （3）酒田市契約及び財産に関する条例
- （4）酒田市公有財産規則
- （5）酒田市庁舎管理規則

#### 7. 広告主の責任及び費用の負担

- （1）広告物の作成、設置、維持管理及び撤去（原状回復）に要する費用は、すべて広告主の負担とし、上記の広告料には含まれていません。

(2) 広告物の掲載及び撤去作業により、本庁舎（天井、壁面、床、エレベーター外扉等）及び公用車車体の表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、広告主又は広告取扱者が経費を負担して責任を持って原状回復するものとします。

(3) 広告掲載期間中に広告物が損傷・汚損した場合は、市から広告主に対して連絡し、広告主の費用と責任において原状回復するものとします。

ただし、市の故意又は重大な過失（公用車の運行に伴う事故等を含む。）によって広告掲載期間中に広告物が損傷・汚損した場合は、市の費用と責任において原状回復するものとします。

## 8. 広告掲載方法と留意事項

(1) ポスターでの広告掲載については、市が設置したポスターフレーム（本庁舎内）への掲載とします。ポスターフレーム自体の維持管理は市が行い、広告のポスターフレームへの掲載・撤去は、市で行います。

(2) エレベーター外扉への広告掲載の施工方法については、ラッピング用フィルム、カッティングシート等再剥離が可能な素材を使用してのエレベーター外扉前面への貼付を想定していますが、開閉等により広告が剥がれないよう施工してください。

また、外扉へのラッピングにより広告を掲載する場合で、エレベーター保守業者の立会が必要となる場合は、立会に係る費用は広告主の負担となります。

なお、エレベーター外扉への広告掲載の場合、外扉左右の高さ概ね120センチメートル付近に市が指定する「はさみこみ注意」の表示シールを貼付けしてください。加えて、上記⑩のエレベーター外扉には「このエレベーターはB1階に停止しません」と前記シールと同程度の高さに表示してください。

(3) 懸垂幕での広告掲載の施工方法については、1階エントランス天井へ懸垂幕の吊り下げを想定していますが、設置及び撤去作業は高所作業のため、施工可能な業者を広告主が手配し実施するものとします。なお、高所作業車及び懸垂幕を吊り下げるためのアイボルトは市が無償で貸与します。

(4) 公用車への広告掲載の施工方法については、ラッピング用フィルム、カッティングシート等再剥離が可能な素材を公用車車体に直接貼付する方法で掲載するものとします。

なお、マグネット・シート等で貼付け・撤去が常時簡単にできる素材での広告掲載は不可とします。

また、ラッピング施工等を行う業者は広告主が手配し、酒田市役所地下駐車場にて施工を実施するものとします。

(5) エレベーター外扉、懸垂幕及び公用車への広告掲載においては、掲載する広告の中に、**広告**と表示してください（表示サイズは縦4cm×横6cm以上）。

(6) エレベーター外扉、懸垂幕及び公用車への広告掲載施工日時は、市と事前に協議の上、作業日を決定するものとします。

(7) 懸垂幕が落下したり、掲載した広告が剥がれたことにより、人的被害が発生したりエレベーターが停止したりした場合においては、市から広告主等へその損害賠償等を求めることがあります。

## 9. その他

広告主と市との間で本募集要項に定めのない事項や生じた紛争若しくは疑義については、広告主と市が協議の上、解決するものとします。